

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱

| | | | |
|----|-------|-----|-----|
| 制定 | 平成25年 | 11月 | 11日 |
| 改正 | 平成26年 | 1月 | 24日 |
| 改正 | 平成26年 | 3月 | 19日 |
| 改正 | 平成26年 | 8月 | 14日 |
| 改正 | 平成27年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成27年 | 10月 | 6日 |
| 改正 | 平成28年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成28年 | 9月 | 27日 |
| 改正 | 平成28年 | 12月 | 26日 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建築物」とは、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手された建築物をいう。
- (2) 「要緊急安全確認大規模建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (3) 「要安全確認計画記載建築物」とは、法第5条第3項第1号の規定により大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として高知県耐震改修促進計画に記載された建築物及び記載されることが確実な建築物（以下「要安全確認計画記載建築物（防災拠点）」という。）、その敷地が法第5条第3項第2号の規定により高知県耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「要安全確認計画記載建築物（県指定緊急輸送道路等沿道）」という。）又は法第6条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「要安全確認計画記載建築物（市町村指定緊急輸送道路等沿道）」という。）をい

う。

(4) 「耐震診断」とは、法第7条第1項の規定に基づく耐震診断をいう。

(補助目的、補助対象事業等)

第3条 県は、南海トラフ地震に備え、不特定多数の利用者及び避難弱者の安全並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するために行う、次の各号に掲げる事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業（ただし、耐震診断費補助事業及び耐震改修設計費補助事業については平成31年3月31日までに着手する事業、耐震改修費補助事業については平成31年3月31日までに耐震改修設計費補助事業に着手する事業に限る。国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物に係る事業を除く。）

(2) 要安全確認計画記載建築物（防災拠点を除く。）を対象に、市町村が行う緊急輸送道路等沿道建築物除却事業

2 前項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助金の額は、同項第1号の事業については別表第1-1に、同項第2号の事業については別表第1-2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業を実施しようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合であって、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、あらかじめ別記第4号様式による補助事業実施期間延長承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項
- (11) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者等（規則第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。以下同じ。）に対して第4号から第9号に掲げる条件を付さなければならないこと。

（補助金の交付の決定の通知）

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の申請の取下げの期日）

第7条 補助事業者が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知後15日以内とする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(現場検査)

第9条 補助事業者は、第3条第1項第1号の事業のうち、耐震改修費補助事業の対象となる耐震改修及び建替えの工事について、現場検査を行うものとする。

2 知事は、補助事業者から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、間接補助事業が3月31日までに完了し、同日までに完了実績報告書を提出することが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに別記第6号様式による年度終了報告書を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第5条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

2 知事は、第10条第2項の年度終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたと

きは、当該実施結果に応じて補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完了しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 補助事業者が規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(報告等)

第14条 知事は、補助事業者に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。ただし、第3条第1項第1号に掲げる事業に係るものについては、当該事業に係る予算が議決された日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月26日から施行する。

別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

| 補助事業名 | 耐震診断費補助事業 | 耐震改修設計費補助事業 | 耐震改修費補助事業 |
|-------------|--|---------------------------------------|--|
| 補助事業者 | 市町村 | | |
| 補助対象経費 | 要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費 | 対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費 | 対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事に要する経費 |
| 補助対象限度額(注1) | ①面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内 ただし、設計図書の変更、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は154万円を限度として加算することができる。 ②要安全確認計画記載建築物(県指定緊急輸送道路等沿道)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)については知事が特に必要と認める場合に限る。表3に定める額とする。 | 耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率(注4)を乗じた額 | ①耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×50,300円 ②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×82,300円 ③免震工法等特殊な工法による建替工事にあっては、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×32,000円を限度として①に加算することができる。(ただし、免震工法等特殊な工法及び建替のために要する経費で知事が必要と認めたものに限る。) |
| 補助要件 | 次に掲げる事項の全てに該当するもの 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。 ①対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1)耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 (2)地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。 ②要緊急安全確認大規模建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている又は位置付けられることが確実なものであること。 ③耐震改修又は建替の結果により、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。 | | |
| 補助金の額(注2) | 補助対象限度額の4分の1以内の額とする。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)にあっては補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。 | 補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。 | 補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。 |

別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

| 補助事業名 | 緊急輸送道路等沿道建築物除却事業 | | |
|-------------|---|-------------------------------------|---|
| 補助対象経費 | 要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費 | 対象となる建築物の除却の計画策定に要する経費 | 対象となる建築物の除却に要する経費 |
| 補助対象限度額(注1) | ①面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内 ただし、設計図書の変更、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は154万円を限度として加算することができる。 | 対象となる建築物の除却に要する経費の限度額に設計料率(注4)を乗じた額 | 対象となる建築物の延床面積(平方メートル)×50,300円 ただし、住宅(マンションを除く。)にあっては延床面積(平方メートル)×33,500円 マンションにあっては延床面積(平方メートル)×49,300円 |
| 補助要件 | 次に掲げる事項の全てに該当するもの 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1)要安全確認計画記載建築物(防災拠点を除く。)であること。 (2)市町村長が緊急輸送道路の通行の確保のため必要と認め、所有者から当該市町村へ寄付をされた建築物であること。 (3)当該建築物に対して当該市町村の所有権以外の権利が附されていないもの、及び当該敷地に対して当該市町村の所有権又は借地権以外の権利が附されていないもの。 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1)耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 (2)地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。 | | |
| 補助金の額(注2) | 補助対象限度額の4分の1以内の額とする。 | 補助対象限度額の4分の1以内の額とする。 | 補助対象限度額の5分の1以内の額とする。 |

- (注1) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。
(注2) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
(注3) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。
(注4) 設計料率は、表1に定める基本設計料率と建築設計料率との合計とし、延床面積が同表の区分間の値である場合は、表2に定める算定式により算出した率(小数点3位以下の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。
(注5) 別表第3の要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準に基づく構造等とする。

表1 設計料率表

| 耐震改修費補助事業の補助対象限度額(単位:百万円) | 100 | 500 | 1,000 | 2,000 | 3,000 | 5,000 | 10,000 | 25,000 |
|---------------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 基本設計料率(各棟別)(単位%) | 2.81 | 1.93 | 1.64 | 1.39 | 1.27 | 1.12 | 0.96 | 0.77 |

建築設計料率表

| 耐震改修費補助事業の補助対象限度額(単位:百万円) | 100 | 500 | 1,000 | 2,000 | 3,000 | 5,000 | 10,000 | 25,000 |
|---------------------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 建築設計料率(各棟別)(単位%) | 11.11 | 7.34 | 6.16 | 5.18 | 4.66 | 4.11 | 3.44 | 2.74 |

表2 算定式

| 耐震改修費補助事業の補助対象限度額(単位:百万円) | 算定式 | 建築設計料率 | 算定式 |
|----------------------------|---|----------------------------|---|
| $X_1 \leq 100$ | $Y_1 = 2.81$ | $X_2 \leq 100$ | $Y_2 = 11.11$ |
| $100 < X_1 \leq 500$ | $Y_1 = 2.81 - 0.88 * (X_1 - 100) / 400$ | $100 < X_2 \leq 500$ | $Y_2 = 11.11 - 3.77 * (X_2 - 100) / 400$ |
| $500 < X_1 \leq 1,000$ | $Y_1 = 1.93 - 0.29 * (X_1 - 500) / 500$ | $500 < X_2 \leq 1,000$ | $Y_2 = 7.34 - 1.18 * (X_2 - 500) / 500$ |
| $1,000 < X_1 \leq 2,000$ | $Y_1 = 1.64 - 0.25 * (X_1 - 1,000) / 1,000$ | $1,000 < X_2 \leq 2,000$ | $Y_2 = 6.16 - 0.98 * (X_2 - 1,000) / 1,000$ |
| $2,000 < X_1 \leq 3,000$ | $Y_1 = 1.39 - 0.12 * (X_1 - 2,000) / 1,000$ | $2,000 < X_2 \leq 3,000$ | $Y_2 = 5.18 - 0.52 * (X_2 - 2,000) / 1,000$ |
| $3,000 < X_1 \leq 5,000$ | $Y_1 = 1.27 - 0.15 * (X_1 - 3,000) / 2,000$ | $3,000 < X_2 \leq 5,000$ | $Y_2 = 4.66 - 0.55 * (X_2 - 3,000) / 2,000$ |
| $5,000 < X_1 \leq 10,000$ | $Y_1 = 1.12 - 0.18 * (X_1 - 5,000) / 5,000$ | $5,000 < X_2 \leq 10,000$ | $Y_2 = 4.11 - 0.67 * (X_2 - 5,000) / 5,000$ |
| $10,000 < X_1 \leq 25,000$ | $Y_1 = 0.96 - 0.19 * (X_1 - 10,000) / 15,000$ | $10,000 < X_2 \leq 25,000$ | $Y_2 = 3.44 - 0.70 * (X_2 - 10,000) / 15,000$ |
| $25,000 < X_1$ | 0.77 | $25,000 < X_2$ | 2.74 |

X_1, X_2 : 耐震改修費補助事業の補助対象限度額 Y_1 : 基本設計料率 Y_2 : 建築設計料率

表3

| 延べ床面積(A)(単位:㎡) | 補助金額(単位:円) |
|----------------|------------------------------|
| $A < 1,000$ | $3,500 \times A$ |
| $1,000 \leq A$ | $2,500,000 + 1,000 \times A$ |

別表第2（第5条、第6条、第8条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準

要安全確認記載建築物（防災拠点）は、下記の要件を満たす耐震改修計画に基づき地震に対して安全な構造等となるものとする。

| 項目 | 内容 | | 選択 |
|---------------------------------|----------------------------|--|----|
| 防災拠点としての地震の揺れに対する安全性を確保するための構造等 | いずれかの構造とすること | 免震工法等特殊な工法 | |
| | | 建築基準法において必要とされる耐震性能を1.0とした場合、1.25以上となる高い耐震性能を有する構造 | |
| 防災拠点としての機能を確保するための設備等 | いずれかの機能又は設備等を1以上備えたものであること | 被災者等の受け入れスペースの整備 | |
| | | 備蓄倉庫の整備 | |
| | | 発電設備又は蓄電池設備 | |
| | | 貯水槽・防災井戸等の設備 | |
| | | 非常用照明設備・通信設備 | |
| 防災拠点としての活動するための災害協定等 | いずれかを備えたものであること | 災害協定を締結しているか、締結することが確実であること。 | |
| | | BCP（事業継続計画）を策定しているか、策定することが確実であること。 | |